[返回总目录《职业道德与职场法律》](https://docs.qq.com/doc/DYnFIREJsUkx6WGFV)

# ＩＢＭが、ロックアウト解雇も「無効」で敗訴！

日本ＩＢＭから解雇をされた同社の従業員５名が、日本ＩＢＭに対して争っていた訴訟の判決が、平成２８年３月２８日、東京地方裁判所で下されました。

労働者側は、いわゆる**「ロックアップ解雇」**、すなわち、解雇の予告なく解雇され、解雇と同時に会社に入れないよう締め出したことについて、違法、無効な「不当解雇」と主張して争っていました。

東京地方裁判所の判決内容は、解雇は**「無効」**であると判断した上で、労働者に対する未払い賃金の支払を命ずるものでした。

日本ＩＢＭ側（会社側）の敗訴です

判決の理由としては、一部の従業員に業績不良があったものの、解雇の合理的な理由となるほどのものではないと判断しています。

今後は、日本ＩＢＭ側（会社側）が控訴を行うかが注目されます。

本文转载自 <https://roudou-kigyou.com/ibm-kaikomukou/>